

横浜市斎場指定管理者 選定評価委員会

審査報告書

令和8年5月

目 次

1	経緯	2
2	横浜市斎場指定管理者選定評価委員会 委員	2
3	審査の経過	2
4	応募状況	3
5	応募者の提出書類審査及び面接審査の実施	3
6	審査結果	4
7	審査講評	4
8	評価表	5

1 経緯

横浜市東部斎場の第1期指定管理者の選定にあたり、横浜市斎場指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、「横浜市斎場の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」（以下「選定要綱」という。）第2条の規定に基づき、応募者から提出された書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等を行いました。

このたび、審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、審査結果を報告します。

2 横浜市斎場指定管理者選定評価委員会 委員

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	小谷 みどり	一般社団法人シニア生活文化研究所 代表理事
委員長職務代理者	小林 弘敏	元横浜市久保山斎場 斎場長
	大杉 泉	大杉公認会計士事務所 所長 公認会計士
	川端 重義	鶴見区生麦第一地区連合会 会長
	三宅 未来	扶桑第一法律事務所 弁護士
	矢部 智仁	東洋大学大学院経済学研究科 公民連携専攻 客員教授

3 審査の経過

年 月 日	内 容
令和7年11月27日	令和7年度第1回横浜市斎場指定管理者選定評価委員会 （公募関係書類・評価基準等の決定）
令和7年12月22日 ～8年2月24日	公募実施（本市ホームページに公募要項等を掲載）
令和8年1月21日	公募説明会及び現地説明会（横浜市北部斎場）
令和8年1月22日 ～2月4日	公募要項・業務仕様書に関する質問受付
令和8年2月19日	質問への回答（133件）
令和8年2月24日 ～3月2日	応募書類の受付
令和8年4月28日	令和8年度第1回横浜市斎場指定管理者選定評価委員会 （書類審査、面接審査及び指定候補者等の決定）

4 応募状況

次の2団体から応募がありました。

- (1) よこはま東部斎苑管理グループ
 - ・代表団体：イージス・グループ有限責任事業組合
 - ・構成団体：太平ビルサービス株式会社
- (2) 清光社・宮本工業所・大成有楽不動産共同事業体
 - ・代表団体：株式会社清光社
 - ・構成団体：株式会社宮本工業所 大成有楽不動産株式会社

5 応募者の提出書類審査及び面接審査の実施

- (1) 応募者の資格（制限）について

横浜市東部斎場指定管理者公募要項（以下「公募要項」という。）に定める「資格要件及び欠格事項」への該当の有無について、問題がないことを確認しました。

横浜市東部斎場 指定管理者公募要項（抜粋）

5 公募及び選定に関する事項

- (5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く。）。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること。
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けた者であること。
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、市における入札参加を制限されていること。
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること。
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式6）」により、市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）。

(2) 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた評価項目及び配点にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、指定候補者及び次点候補者の選定を行いました。

審査は、160点を各評価項目に配分しました。各委員が評価項目ごとに採点した上で、576点（160点×出席委員の人数）の6割）を最低基準点とし、これを満たすことを条件としました。その上で、各委員の採点結果のうち、最高点の委員と最低点の委員を除いた残りの委員の採点を合計した点数を審査得点（640点満点）としました。

6 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査の結果、次の団体を指定候補者として選定しました。

(1) 指定候補者

清光社・宮本工業所・大成有楽不動産共同事業体

(2) 審査得点（詳細は評価表のとおり）

547点/640点満点（最低基準点は823点/960点で審査条件である576点以上を満たす）

7 審査講評

東部斎場指定管理者選定に際し、次の点を重視しました。

- 1 およそ20年振りとなる新規斎場のため、供用開始当初から安定した運営ができるか
- 2 本市にとって喫緊の課題である火葬需要への対応について具体的に対応できるか
- 3 指定管理施設移行の趣旨の一つである、利用者へのサービス向上が図れるか
- 4 第1期ということもあり、周辺企業等、地元との関係性構築やその後の連携などについて具体的に考えているか

以上の視点を踏まえ、選定項目を設定し、厳正な審査の結果、清光社・宮本工業所・大成有楽不動産株式会社を東部斎場第1期の指定候補者として選定しました。

今回の応募2団体は、書類審査では、いずれも財務状況に特段指摘すべき事項は見られず、なおかつ、国内各地で指定管理者として斎場の管理運営実績を有しており、委員の間でも甲乙つけ難いとの意見がありました。そのような中でも指定候補者に選ばれた清光社・宮本工業所・大成有楽不動産共同事業体は、横浜市の火葬の現状を理解し、綿密な収支計画とこれまでの運用実績を踏まえた着実な計画が評価されました。

今後の約5年間、共同事業体として、各構成企業のメリットを生かした安心・安全な施設運営に期待します。

評価項目	内 容	配点	各委員の「最終評価」						合計			
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員				
1 法人の状況												
(1)	団体の理念、基本方針	・団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理者としてふさわしいものであるか	3	16	3	3	2	2	3	3	11	
(2)	財務状況	・団体の財務状況は健全か	10		8	8	8	8	10	10	34	
(3)	応募理由	・市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	3		3	3	2	2	3	3	11	
2 管理体制												
(1)	管理の体制	・施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。	10	30	10	9	8	9	10	10	37	
(2)	職員研修	・職員の資質向上のための研修が計画されているか。	3		3	2	3	2	2	3	10	
(3)	緊急、災害時等の危機管理対策	・「横浜市防災計画等」を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	3		3	3	3	2	2	3	11	
		・防災力の強化に向けて地域と連携した取組がなされているか。	3		3	3	3	2	2	3	11	
(4)	個人情報の保護管理の取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。	3		3	3	2	2	3	3	11	
		・個人情報に関する運用ルール、文書の管理など適切な体制がとられているか。	3		2	3	2	2	3	3	10	
(5)	事務処理ミス防止の取組	・事務処理ミスの防止に向けた対策がなされているか。	5		5	4	4	4	4	5	17	
3 施設の運営												
(1)	施設運営の基本方針	・施設運営の目的の明確化及び具体的指標の設定がなされているか。	3	50	3	3	3	2	2	3	11	
		・施設の安定稼働に向けた計画が立てられているか。	5		5	4	4	4	4	5	17	
(2)	火葬需要への対応	・火葬需要への対応策に具体性・実現性があるか。	10		8	9	8	9	8	10	33	
(3)	利用者サービス向上の取組	・利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	10		8	8	8	8	8	10	32	
		・利用環境向上に資する取組や自主事業の提案があるか。	10		10	8	8	8	6	10	32	
(4)	地域との連携	・地域特性を踏まえた、地域企業等との連携及び関係性構築についての考えは適切か。	3		3	3	2	2	3	3	11	
(5)	環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・環境への配慮、横浜市中企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	3		3	3	3	2	3	3	12	
		・人権尊重、男女共同参画推進などの市の重要施策を踏まえた取組となっているか。	3	3	2	3	2	3	3	11		
(6)	自己評価	・管理運営状況を点検し、適切に評価するとともに、次年度の改善等に活かす仕組みが構築されているか。	3	3	3	3	2	3	3	12		
4 施設の維持管理												
(1)	施設管理の基本事項	・施設の維持管理の考え方に具体性、妥当性はあるか。	3	22	3	3	2	2	3	3	11	
		・施設の維持管理に計画性はあるか。	3		3	3	2	2	3	3	11	
		・施設水準を維持し、向上に繋がる取組になっているか。	3		3	3	2	2	3	3	11	
(2)	建築物、工作物の適正管理	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、建築物、工作物の適切な維持保全（建物、設備の点検、修繕等）計画となっているか。	3		3	3	2	2	3	3	11	
		・建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5		5	4	4	4	5	5	18	
(3)	施設の安全対策	・施設の安全対策及び防犯対策を的確に講じ、利用者と職員の安全が確保されているか。	5		5	3	4	4	4	4	5	16
5 管理経費												
(1)	収支計画	・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料、還元の提案となっているか。	5	15	4	5	4	3	4	5	17	
(2)	施設の課題等に応じた費用配分	・利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	10		10	9	8	8	10	10	37	
6 加点項目												
(1)	施設等の管理実績	・全国の斎場管理運営実績	5	15	5	5	5	5	5	5	20	
		・大規模斎場の管理運営実績	10		10	10	10	10	10	10	40	
(2)	本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	【市内中小企業】 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者	2	10	2	2	2	2	2	2	8	
		【障害者雇用】 ・障害者雇用率（実雇用率）が2.5%を超えている	2		2	2	2	2	2	2	8	
		【ワークライフバランス及び男女共同参画の取組状況】 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満）	2		0	0	0	0	0	0	0	0
		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定（従業員101人未満）	2		0	0	0	0	0	0	0	0
		・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	2		0	0	0	0	0	0	0	0
		(3)	自主事業の実施		・意欲的な自主事業の（A型又はB型）の提案があるか	2	2	1	0	2	2	2
合 計			160	145	136	128	122	138	154	547		
採点上の取扱い								最低点のため除外		最高点のため除外	最低基準点 823	

横浜市東部斎場 第1期指定管理応募者 評価表 【次点候補者 よこはま東部斎苑管理グループ】

評価項目	内 容	配点	各委員の「最終評価」						合計		
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員			
1 法人の状況											
(1)	団体の理念、基本方針	・団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理者としてふさわしいものであるか	3	16	3	3	2	2	3	3	11
(2)	財務状況	・団体の財務状況は健全か	10		10	8	8	8	8	10	34
(3)	応募理由	・市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	3		3	3	2	2	3	3	11
2 管理体制											
(1)	管理の体制	・施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。	10	30	10	7	8	8	8	8	31
(2)	職員研修	・職員の資質向上のための研修が計画されているか。	3		3	2	2	2	2	3	9
(3)	緊急、災害時等の危機管理対策	・「横浜市防災計画等」を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	3		2	3	2	2	2	2	9
		・防災力の強化に向けて地域と連携した取組がなされているか。	3		2	2	2	2	3	9	
(4)	個人情報の保護管理の取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。	3		3	3	2	2	3	3	11
		・個人情報に関する運用ルール、文書の管理など適切な体制がとられているか。	3		3	3	2	2	3	2	10
(5)	事務処理ミス防止の取組	・事務処理ミスの防止に向けた対策がなされているか。	5	5	4	4	4	3	3	14	
3 施設の運営											
(1)	施設運営の基本方針	・施設運営の目的の明確化及び具体的指標の設定がなされているか。	3	50	3	3	2	2	2	3	10
		・施設の安定稼働に向けた計画が立てられているか。	5		5	4	4	4	3	1	12
(2)	火葬需要への対応	・火葬需要への対応策に具体性・実現性があるか。	10		10	8	6	7	8	10	33
(3)	利用者サービス向上の取組	・利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	10		10	8	8	8	8	10	34
		・利用環境向上に資する取組や自主事業の提案があるか。	10		10	8	8	8	6	10	32
(4)	地域との連携	・地域特性を踏まえた、地域企業等との連携及び関係性構築についての考えは適切か。	3		3	2	2	2	2	2	8
(5)	環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・環境への配慮、横浜市中心企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	3		3	3	2	2	3	3	11
		・人権尊重、男女共同参画推進などの市の重要施策を踏まえた取組となっているか。	3		3	3	2	2	3	3	11
(6)	自己評価	・管理運営状況を点検し、適切に評価するとともに、次年度の改善等に活かす仕組みが構築されているか。	3	3	2	2	2	2	3	9	
4 施設の維持管理											
(1)	施設管理の基本事項	・施設の維持管理の考え方に具体性、妥当性はあるか。	3	22	3	3	2	2	3	3	11
		・施設の維持管理に計画性はあるか。	3		3	3	2	2	2	3	10
		・施設水準を維持し、向上に繋がる取組になっているか。	3		3	3	2	2	2	3	10
(2)	建築物、工作物の適正管理	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、建築物、工作物の適切な維持保全（建物、設備の点検、修繕等）計画となっているか。	3		3	3	2	2	3	3	11
		・建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5		4	4	3	4	3	5	16
(3)	施設の安全対策	・施設の安全対策及び防犯対策を的確に講じ、利用者と職員の安全が確保されているか。	5		4	4	4	4	3	5	16
5 管理経費											
(1)	収支計画	・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料、還元の提案となっているか。	5	15	5	5	3	4	3	3	15
(2)	施設の課題等に応じた費用配分	・利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	10		10	9	6	8	6	5	28
6 加点項目											
(1)	施設等の管理実績	・全国の斎場管理運営実績	5	15	5	5	5	5	5	5	20
		・大規模斎場の管理運営実績	10		10	10	10	10	10	10	40
(2)	本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	【市内中小企業】 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者	2	10	0	0	0	0	0	0	0
		【障害者雇用】 ・障害者雇用率（実雇用率）が2.5%を超えている	2		2	2	2	2	2	2	8
		【ワークライフバランス及び男女共同参画の取組状況】 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満）	2		0	0	0	0	0	0	0
		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定（従業員101人未満）	2		2	2	2	2	2	2	8
		・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	2		0	0	0	0	0	0	0
(3)	自主事業の実施	・意欲的な自主事業の（A型又はB型）の提案があるか	2	2	1	0	2	1	0	2	3
合 計			160		149	132	115	119	118	136	505
採点上の取扱い					最高点のため除外		最低点のため除外				最低基準点 769